



幸手市

お知らせ

幸手市建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止などを目的として、下記のとおり入札金額見積内訳書の取扱いが変わりますのでご注意ください。

1 入札金額見積内訳書の様式

別紙のとおりです。

2 建設工事入札金額見積内訳書についての留意事項

○記載内容の誤りや記入漏れは原則無効です。

○「必ず記入」とした欄の記入漏れ（行の削除等を含む）は、無効です。

○直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

○工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。

○直接工事費計が官積算の97%未満の場合は「建設Gメン」に通報する場合があります。

3 適用日

令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

※詳しくは、幸手市のホームページでご確認ください。



担 当 総務部 契約管財課 契約検査管財担当

TEL 0480(43)1111（内線262）